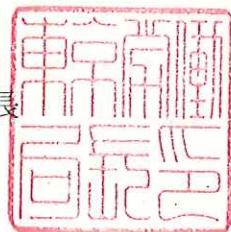


東労発基 0628 第 2 号
令和元年 6 月 28 日

関係団体の長 殿

東京労働局長



転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）

－「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」改正による転倒災害の防止－

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

休業 4 日以上の死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、平成 28 年 1 月から「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施し、関係各位におかれても御協力いただいているところです。

しかしながら、転倒災害は依然として休業 4 日以上の死傷災害の中で最も件数が多く、都内における転倒災害は 3 年連続で増加しました。特に、平成 30 年においては、前年比で 17.2% 増加して 2,752 人となっており、中には転倒により死亡した事例もあります。2022 年までに休業 4 日以上の死傷災害を 2017 年比で 5% 以上減少させることを目標とした第 13 次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」を別添のように改め、転倒災害防止対策のより一層の推進を図ることといたしました。

貴団体におかれましても、転倒災害防止について、傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等について、各団体の実情に応じて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

なお、当局において、転倒災害防止を目的とした別添のリーフレットを作成しましたので、貴団体の広報媒体を通じて、傘下会員事業場に対する転倒災害防止の周知啓発に御協力賜りますよう併せてお願ひいたします。

なお、東京労働局のホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000459394.pdf>) にも電子媒体を掲載しておりますので、併せてご活用ください。